

群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」についての内規

機械金属工業振興対策の一環として行う「若手技術者奨励賞」については、本内規の定めるところによる。

1 目 的

県内の機械金属工業に従事(代表者を除く。)する若手技術者のうち、その技術が優秀であり、かつ将来にわたって県産業に貢献することが期待される者を表彰することにより、技術水準の向上を図るとともに、産業基盤を支える技術者としての意欲と誇りを高め、もって機械金属工業の振興を図ることを目的とする。

2 対 象 者

機械金属工業に従事する若手技術者のうち、10年以上の経験を有して同一企業に満5年以上勤務し、技術的実務に従事している者。

3 被表彰者の決定

知事は、被表彰者の決定について別に定める選定要領により群馬県商工会議所連合会会長及び群馬県商工会連合会会長(以下「両会長」という。)の推せんするもののうちから選考のうえ決定する。

4 被表彰者の推せん

知事は、前項の規定に基づき両会長が被表彰者を推せんする場合には、推せん書に下記に掲げる書面を添付して提出させるものとする。

- (1) 被推せん者の履歴書
- (2) 被推せん者の取組みの内容を具体的に記載した書面
- (3) 被推せん者の所属する事業所の沿革、現況及び被推せん者の同事業所における地位
- (4) 被推せん者の人格及び勤務成績等についての当該経営者の証明書

5 表 彰

表彰は、知事が予算の範囲内において表彰状並びに記念品を授与して行うものとする。

6 表彰の取消し

表彰を受けた者が、被表彰者の体面を失墜するような行為を行ったとき又は推せん書に記載した事実と相違があるときは表彰を取消すことがある。

附 則

- 1 この内規は、平成27年9月8日から施行する。

群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」の被表彰者選定要領

本要領は、群馬県機械金属工業「若手技術者奨励賞」についての内規 3 に定める被表彰者の選定要領とする。

- 1 被推せん者の所属する企業が、県産業振興に寄与しているとともに、若手技術者の育成に積極的に取り組んでいること。
- 2 技術が優秀で、年齢が 40 歳未満であり、かつ以下の要件を 1 つ以上満たしている者であること。
 - (1) 工業技術の開発又は生産技術の向上に向けて、意欲的に取り組んでいるか。
 - (2) 新技術や新製品を開発するために、開発プロジェクトの一員として取り組んだことがあるか。
 - (3) 機械器具の有効利用に率先して取り組んでいるか。
 - (4) 生産工程又は作業条件のカイゼンに率先して取り組んでいるか。
 - (5) 品質管理上の社内規格等を遵守し、コストの見直しや量産化等の実現に向け、積極的に取り組んでいるか。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 9 月 8 日から実施する。